

新潟県連 31 第 79 号  
令和元年 9 月 2 日

会 員 各 位

関東信越税理士会新潟県支部連合会  
公益活動対策部長 小嶋 徹

### 改正行政不服審査法に関する基礎研修会のご案内

平素は会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。

昭和 37 年の行政不服審査法制定に伴い導入された行政不服申立制度につきましては、抜本的な見直しが行われ、平成 26 年 6 月 13 日に行政不服審査法関連法が公布されました。これに伴い、地方公共団体に対しては執行機関の附属機関として、有識者から成る不服申立機関（第三者機関）の設置及び審理員の指名が義務づけられ、これを受けて国会における附帯決議では、第三者機関及び審理員制度の運用に当たっては適切な人材の選任並びに申立分野に応じた高い専門性を有する人材の確保に配慮する旨が示されました。

これを受けて従前から税理士登用の要請をしてまいりましたが、平成 30 年 4 月 1 日からの不服申立機関委員及び審理員の改選に際し、日本税理士会連合会から地方公共団体に対して第三者機関及び審理員への税理士の登用を積極的に働きかけるよう改めて依頼がありました。

つきましては、税理士が不服申立機関委員及び審理員に就任するに当たり、基礎的な知識を習得し、理解を深めていただきたいと考え、研修会を企画いたしましたので、会員の皆様からご参加いただきますようご案内申し上げます。

#### 記

1. 日 時 令和元年 11 月 6 日（水） 午前 9 時 30 分より午後 4 時 45 分  
（受付午前 9 時より）
2. 会 場 アトリウム長岡 1F オリオン・フェニックス  
〒940-0047 新潟県長岡市弓町 1-5-1 TEL：0258-30-1250
3. テ ー マ 改正行政不服審査法に関する基礎研修（DVD 研修）

- 4.研修内容      **(仮題)不服申立制度の仕組み**  
                  **(仮題)第三者機関の役割**  
                  **(仮題)地方公共団体の事務と行政不服審査法**  
                  **(仮題)行政不服審査会の第三者機関として位置づけ**
- 5.受講料        4,000 円 (昼食・テキスト代含む)
- 6.申込方法     同封の振込用紙に必要事項を記入の上、10月18日(金)まで  
                  にお振込ください。

**定員 50 名** (定員になり次第、締め切らせていただきます)

※キャンセルは10月25日までお受けします。以後のキャンセル及び当日の欠席の場合、受講料の返金はいたしません。研修会終了後にテキストをお送りいたします。

(注) バーコード付研修カードをご持参ください。(研修時間 6.5 時間)

◆ 問合せ先      関東信越税理士会新潟県支部連合会 事務局  
                  TEL 025-225-2202      FAX 025-225-5499